

第1回 学生野球憲章検討委員会 議事要旨

- 1、日時 平成20年5月29日(木) 午後2時～4時
- 1、場所 日本学生野球協会会議室
- 1、出席者 石井紫郎、浦川道太郎、辻村哲夫、望月浩一郎、野村徹、西岡宏堂、
田和一浩、大谷哲夫、田名部和裕 各委員、
松前達郎会長、南原理事、内藤事務局長

○日本学生野球協会・松前会長：昨年の高校野球特待生制度問題で社会的にも学生野球憲章が注目された。この機会に一度洗いざらい見直す作業をした方がよいという意見が多い。今日は専門家や関係者にお集まりいただき、公平な立場から見直していただける方でこの委員会を立ち上げた。高校と大学では異なる教育ジャンルという問題もある。何とかこの2年の間に結論を出したい。

松前会長の挨拶に続き、石井紫郎氏を委員長にお願いすることが提議され満場一致で了承された後、内藤事務局長から配布資料の確認と日本学生野球協会設立の経緯とこれまで学生野球憲章の改正が行われてきた内容と経緯が説明された。

次いで、今後の検討課題として事務局から次の項目を挙げた。

- 1) 学生野球の本義とアマチュアとしての理念
- 2) 競技団体の権限
- 3) 他団体との関係
- 4) 特待生問題など13条解釈、処分に関わる20条
- 5) プロアマ関係のあり方
- 6) 入場料収入の取り扱いとスポンサーシップ
- 7) 20条関連の不祥事の取り扱いと再審や仲裁制度の検討

以下、初会合なので今後の進め方について自由討議を行った。各委員の発言要旨は次の通りである。

- 田名部委員：まず委員が学生野球協会、憲章の歴史的経過をもう一度確認することをお願いしたい。また9人のメンバーだけで詰めることは難しいのでいろいろな方々からの意見を広く聞くことが必要であると思う。
- 大谷委員：特待生の扱いは大学と高校とはまったく違う。大学では高校並みにはやっていけない。この問題について高校を含めて総体的にやっていくのは無理。特に私学の場合は自校で取り決めがあり、それを守っている。しかし、小遣いまでついたり、衣食まで負担するのは行き過ぎで、内規が必要だ。
- 野村委員：確かに今は時代が変わっている。しかし、理念は高校も大学も同じでなければおかしい。大学と高校の現実をさらけ出して、その上でヒヤリングをやらなければ意味がない。高野連はアンケートやヒヤリングをやっているが、ペナルティは別にして大学も遅ればせながらしっかり調査をすべきだ。
- 石井委員長：憲章が世の中の動きから取り残されているというマスコミの論調がある。世の中の動きや現実がどうなっているか、調べる必要がある。しかし、追随すると限りなく崩れてしまう。世の中が激しく動いている。法律がどう対応す

べきか、始終規約を変えるのか、たとえば原則の固いものを作っておいて細かい規則はレベルを下げてガイドラインとする方法もある。例えば生命科学の発展で、どうやって生命倫理を守っていくのか、倫理的に不適切な実験や研究を除いていきのか、という具体的な問題については柔軟なソフトロー的手法も取り入れるしかないと思う。もし高校と大学の違いを認めるのが合理的だというならそれもソフトローとして解決することも可能。もう一つは、ヒヤリング、現場できれば選手や学生たちにも考えてほしい。指導、監督より自己規律がなければどんなに良い規則を作っても守られない。現在の不都合なものがあればどんどん意見を出していくのが大切。できる限り現場の意見を聞きたい。教育の一環という形式論ではなく、部活動がどの意味において教育的意義があるのか考えたい。

- 浦川委員：学生野球は教育機関の内部問題で行っているスポーツ。これは不動のもので、絶対的な枠。選手というだけでなく、普通の高校生、大学生としてどう育てていくのか、一芸に秀でた人を最大限引き出す指導は必要。現在の社会状況の中でアスリートに高い理念を与えていくのかを考えなければならない。とにかく今は情報不足で、高校については今年の有識者会議に議事録を拝見しておよそ分かるが、大学側の情報は分からない。選ぶのは難しいが、大学生や高校生たちの声を聞いてみたい。彼らがどういう意識を持ってこのスポーツに参加しているかを知りたい。
- 辻村委員：大学の現状は分からない。緻密にやる必要がある。だからといって追従することはない。教育の一環というもとに大学も高校もやっている野球だから評価されている。そこを切り離して、スポーツはスポーツ、大学は大学という考えにはくみしない。高校野球の特待生問題のとき、他のスポーツはどうなっているのか議論になった。高野連がこれだけの議論をした。この状況を軸にして他の競技も議論してほしい。私には他のスポーツはますます分からない。野球だけが独り相撲をとっているのか。ここでやっている議論が有意義な議論をしているんだと。理想に燃えて、この学生野球をさらに高め、社会の評価を高めるための努力をしているんだという位置づけを明確にきちんとするという必要ではないか
- 望月委員：学生野球憲章を通読した。非常に格調が高い印象。大学が学業を優先、シーズン制をとっていることに改めて驚いた。学業との関係、儲け主義に走らない、プロアマとの一線、お金の問題の4つの柱がある。この基本理念は大切で、今でも決して色あせていないし、今も守らなければいけないと思う。ただ、世の中が動いているので大原則と細則に区分するのがいいのでは。先の有識者会議で、栗山英樹氏が「野球を一緒にやった仲間が新橋で看板を持って立ちんぼをしている」と嘆いていた。野球が終わってからの生活が大切。野球がダメになっても一人の人間として生活できるようにするのが大人の責務。この会ではドーピングや不服申し立ての件はぜひ検討課題にしていきたい。
- 西岡委員：高校と大学の人数はおよそ8倍の違い。だから将来野球で生活できるのは大学生より高校生の方がはるかに少ない。今一生懸命にやってそれで終わる。野球に将来をかける高校生はごくわずか。だから、むしろそれに比重をかける必要は、余りないのではないかなと思う。だから、他のスポーツに比べると圧倒的な数の生徒たちがかかわってやっているという現状があるので、その部分を常に考えておいていただかないと、とんでもない方向にいつてしまうのかなということを考えている。憲章の

理念は決して間違っていないと思うし、世の中は変化しているので、もちろん変化に対応することも大切であることも分かっている。この憲章ができたころの高校生の数と今の高校生の数と全然違う。その辺は当然考えるべきだと思うが、でも理念は大事にしていきたいと思う。

- 田和委員：50年先までもとは言わないが、時代に耐えられるものを検討したい。また処罰とか一番関係するところが最後の問答集になっているが、むしろ規則の解説とかガイドラインという形で整理した方がよいと思う。
- 大谷委員：大学の場合には、各学校がスポーツ推薦制度という入学試験がある。これはあくまでも入学試験で、各大学でまちまち。例えば、ある大学では法学部で全部とるとか、ほかの学部には回さないとか、そういうようなところがあり非常に複雑。そういったところもきちんと精査する必要がある。憲章では、高校と大学ときちんと分けて書いてある。この憲章は、すばらしいものだと思うが、細々としたところがちょっと複雑になっているなという感じがする。高校と大学の理念は、野球というところでは同じ。でも、対応の仕方がかなり違うと思う。
- 田名部委員：高野連は5年毎に実態調査を行っている。加盟校の部長、監督に100項目くらい、回収率は約98%。
- 野村委員：この憲章というのに触れている監督さんはどれくらいおるのだろうかと思う。高校と大学、両方監督した人のヒアリングをしたい。教え子が高校生と大学生がおるわけではないですか。両方学生野球としてやったときに、どこが違うのかということ、どう感じるのかということが本当に拾ってきたい。そうすることが生きれば、確かに大学と、さっきの入試制度から違うわけだが、学生スポーツとして戦う選手が、僕がやった思いとしては変わらないと、むしろ大学生しっかりしろよという思いで僕はやっていた。
- 石井委員長：高校だけでもう野球はおしまいで、就職している人もいれば、普通の大学生になっているというのもある。だけれども、高校の野球を振り返ってみてどうだったかという感想、大学については、卒業してプロに入った人もいるだろうし、普通のサラリーマンになった人、社会人の野球をやっている人もいるであろうが、そういう人々の意見を聞いてみるということも必要であろうと思う。大学生の野球人については、大学を卒業してから、高校野球についての当人たちの意識は、大学に入って、あるいは社会人になって、つまり高校を卒業した後のOBになった人の意見を聞く。そういう聞き方もあるのではないか。その監督さんが把握されているのと本人たちとの間のギャップがあるのかないのか、そんなようなことも一つあるかもしれない。

以上のような議論のあと、全日本大学野球連盟で近く加盟校指導者からアンケートを収集することとした。次回は野球統制令から学生野球協会誕生と憲章の制定など歴史的経過を一橋大学大学院の研究者から説明を受けると共に、高校と大学の指導経験者である委員から指導現場の実態について自らの体験を紹介してもらうこととした。

なお、議事の公開方法についても意見交換を行ったが、当面は議事の要旨を学生野球協会のHPで公開することとした。